

令和7年度福祉保健部における組織整備について

👉 子育て施策を総合的に捉えたさらなる子育て支援の充実を推進する組織を整備する。

1 福祉保健部における組織整備

(1) 目的

こども基本法やこども大綱を通じた国や東京都の取組が進められる中、妊娠期から子育て期まで、誰一人取り残さず、切れ目ない支援を包括的・一体的に提供し、子どもが希望を持って成長できる環境づくりや子育て支援のさらなる充実を迅速かつ効果的に推進するため、執行体制を整備する。

(2) 内容

- ① 福祉保健部内に新たに「子ども施策推進室」（以下「室」という。）を設置する。
- ② 「子育て支援課」を廃止し、「子ども子育て支援課」を設置する。
- ③ 「副参事（保育指導・特命担当）」を廃止し、「保育施設支援担当課長」を設置する。
- ④ 室は、「子ども子育て支援課」、「保育課」、「保育施設支援担当課長」、「放課後対策課」、「子ども家庭支援センター」を担当する。

現 行	改正案
1 室、1 担当部長、1 6 課（センター含む）、 2 担当課長、1 副参事	2 室、1 担当部長、1 6 課（センター含む）、 3 担当課長 ※ 1 室増、1 担当課長増、1 副参事減

2 整備後の組織体制

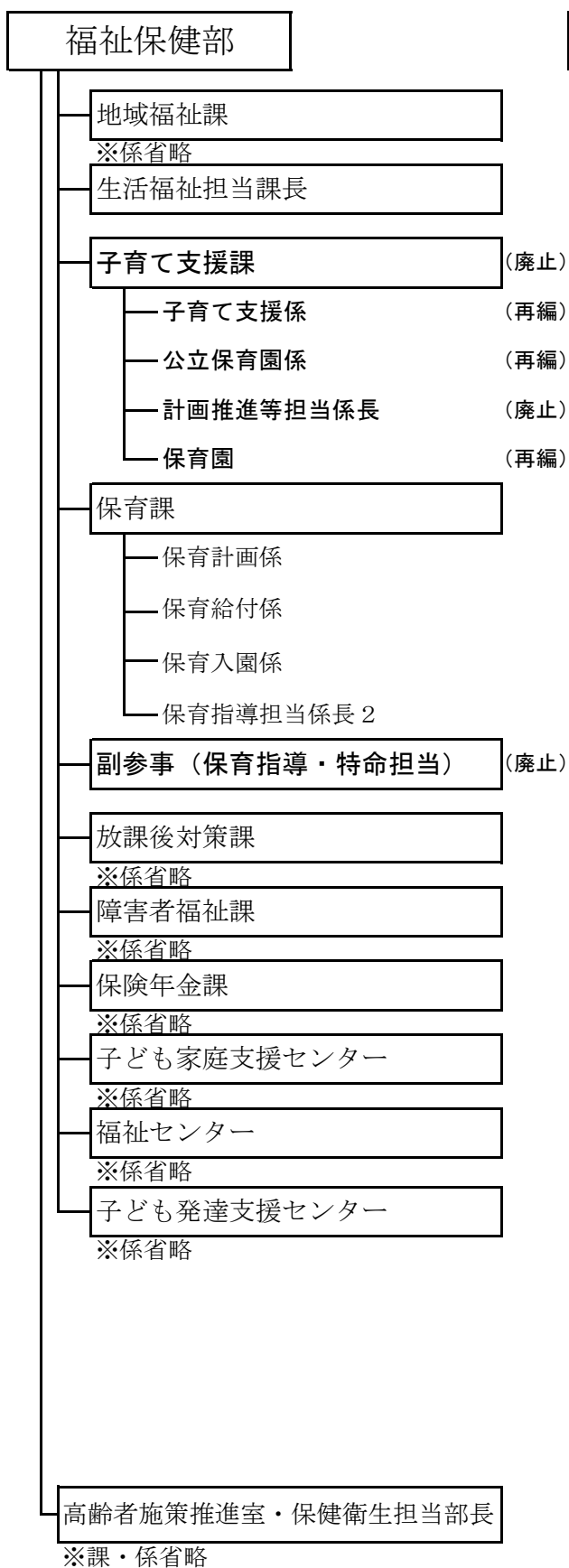
別紙のとおり

3 実施予定日

令和7年4月1日

組織体制（案）

【現 行】



【整備後】



現 行：1 室、1 担当部長、1 6 課（センター含む）、2 担当課長、1 副参事
 整備後：2 室、1 担当部長、1 6 課（センター含む）、3 担当課長
 ※1 室増、1 担当課長増、1 副参事減